

## まちからのお知らせ

### 戦傷病者等の妻の方へ

次の戦傷病者等の妻の方に特別給付金が支給されます

●平成5年4月2日以降に戦傷病者等と婚姻された妻又は同日以降に後重症により第5款症以上の戦傷病者等となられた方の妻であつて、平成13年4月1日において戦傷病者等である夫が第5款症以上の増加恩給等を受けていた方。

(額面15万円(軽症者半額)、5年償還の国債)

●平成8年5月に最終償還を迎えた戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受給権を取得

した妻であつて、戦傷病者等である夫が平成5年4月1日から平成8年9月30日までの間に公務傷病以外の原因により死亡(平病死)された方。(額面5万円、5年償還の国債)

●現在、請求業務を行つていますが、請求手続きなど詳しい内容については、役場保健民生課にお尋ねください。

なお、請求期間は平成16年9月30日までとなっています。

### 町内のニユースを大募集!

21世紀最初の年、山口県において山口きらら博が開催され、大成功を収めるという記念すべき年になりましたが、皆さん方にとってはどのような年でありましたでしょうか。

広報編集部では、今年も町民の皆さんより2001年の日置町を特徴づける3大ニユースを募集します。「あの日、あの時、あの場所」で起こった様々な出来事、思い出を次の要領でどしどし編集部までお寄せください。

#### 応募方法

ハガキに、住所、氏名、電

話番号、ニユースの内容を記入して応募してください。  
応募いただいた方の中から抽選により3名の方に粗品を進呈いたします。

#### 締め切り

平成13年12月7日(金)

#### 送り先

(当日消印有効)

50円切手

759-4401

日置町大字

日置上5926番地

日置町役場企画情報係

広報「へき」編集部宛

### 国民年金 Q & A

Q 付加年金という年金があることを聞きました。どのような年金なのでしょうか。また、受けるにはどうすればいいのですか。

A 定額の保険料に400円を上乗せして納めます。

付加年金は老齢基礎年金に上乗せして支給される年金で、定額の保険料に月額400円をプラスして納めることとなります。その年金額ですが、200円×

付加保険料の納付月数となり、物価スライドは適用されません。老齢基礎年金の額は保険料を全期間納めても定額となっていますので、付加保険料を納めることでいくらか年金額を高くすることが出来ます。手続きされる場合は市区町村の窓口で行ってください。

なお、繰上げ支給や繰下げ支給をした場合、付加年金も老齢基礎年金と同率で減額あるいは増額されます。また、老齢基礎年金が支給停止となった場合、付加年金だけをもらうことはできません。

### 介護保険

### Q & A

34

Q 実家の母は、三年前に兄が転勤で東京勤務となつてから我が家で同居しています。

母は、介護保険の認定を受けて週一回デイサービスを利用してはいますが、来月に兄夫婦が定年のため実家に帰ることになりました。兄も母も実家で同居することを希望していますが、実家の近くでデイサービスを続けるにはどうすればよいですか。

A 日置町を転出される際に、保険係で「受給資格証明書」を交付しますので、転入先の役場で転入日から十四日以内に、受給資格証明書を添えて要介護認定の申請を

行うことにより、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、日置町で認定された要介護度のままで認定を受けることができます。

有効期間については、転入日から6ヶ月間(月途中の場合は、その月の月末までの期間+6ヶ月間)となります。

なお、デイサービスを利用する場合には、ケアプランを作成する必要がありますので、居宅介護支援事業所に依頼してサービス計画を作成してもらってください。(作成料の自己負担はいりません。)詳しいことは、役場保健民生課保険係まで、ご相談ください。

(☎37-2111)